

「商工会議所・農業会議所・労働会議所」

瀧 敦 弘

1. はじめに

日本では会議所¹という名称の組織として、商工会議所と農業会議所が存在する。しかしながら、会議が行われる場所を特別に指すような組織でないことは周知であろう。なぜ、会議所という名称なのか、また、似たような名称であるが、性格はどのように異なるのか、この小論は、そのような素朴な疑問から出発した。さらに、労使関係を論じる上で、労働会議所という日本にはない組織がヨーロッパにはある。この労働会議所について、商工会議所や農業会議所とはどのように類似するのか、また異なるのかという興味も、ここでの出発点である。

現在では、商工会議所は大学生にもよく知られた存在である。ただし、それは、簿記検定試験の実施母体であることに関係しており、商工会議所がどのようなものか、実際に分かっている大学生がどの程度いるかは疑わしい。さらに、農業会議所については、一般には、その名前を聞いたことくらいであろうか。また、日本における商工会議所と、ヨーロッパのそれとは、性格が大きく異なると考えられるが、それについても考察したい。

労働会議所、または、労働者会議所²という組織は、日本では設立されようとした形跡すらないし、また、現在、かつて存在したイタリアにも存在せず、オーストリアにしかない組織であるという。しかし、オーストリアの労働会議所についても、実際にどのような活動をしているのか、現地調査には至っておらず、この研究ノートでは、ウェブサイト³や文献により得た断片的な情報をもとに論じる。また、なぜ、日本では設立されようともしなかったのかについて、若干考察する。

先行研究についても、そもそも、これら3つの会議所をひとつの視点から論じたものは見当たらない。個別の会議所について、以下の節で、それぞれについて考察する際に紹介する。

次節では、まず、商工会議所について、第3節では、農業会議所について、そして、第4節では、労働会議所について考察し、最終節で、ひとつの視点から論じてよいものかについて論じ、会議所という組織から、広い意味での産業における諸関係について論じたい。

¹ 国の機関として「会議」という名称がつく組織として、日本学術会議などの会議体がある（内閣府のホームページ <http://www.cao.go.jp/council.html> を参照。小論作成のために、2017年4月20日閲覧）。「会議所」という名称がつく組織が、他に過去にも存在したかどうか不明である。

² 労働会議所がよいのか、労働者会議所がよいのか、議論の本質と関係するが、ここでは、労働会議所という名称を用いる。

³ <https://wien.arbeiterkammer.at/index.html>（小論作成のための最終閲覧日 2017年5月30日）

2. 商工会議所

商工会議所は、日本においても、日本経団連や経済同友会などの他の経済団体とは異なり、法律に基づく組織⁴である。ヨーロッパ諸国でも法律に基づいた組織である。商工会議所は、商工業者を代表して意見の公表・具申・建議、調査研究、証明・鑑定・検査、技術や技能の普及・検定、取引の仲介・あっせん、貿易振興などを行う。

商工会議所の起源は、1599年のフランスのマルセイユに組織された商業会議所⁵とされている⁶。以来、各国に同種の経済団体が組織されたが、国内および対外的に商工業の調整機関としての役割が重要であるとされてきた。また、その形態は大きく仏独系の強制加入、英米系の任意加入に分類される。

日本の商工会議所は、1878年（明治11年）に設立された東京商法会議所および大阪商法会議所に、その源流⁷を発していることはすでによく知られている⁸。しかしながら、会議所という名称では、1872年（明治5年）8月に東京営繕会議所が設立されていた。これは、同年3月に、東京府の命令により解散した江戸町会所の資産の管理運営のために設立され、道路橋梁の修築営繕にあったとされるが、翌月には、東京会議所⁹に改組された（日本商工会議所 [1958] p. 20）。浅田 [1998] によれば、営繕会議所は町会所より商業会議所に近い組織に連なるものといえるとしている（p. 43）。道路や橋梁の営繕の優先順位等を合議で決定していたとすると、会議所という名称も頷ける。さらに、高橋 [1982] では、初代会頭の渋沢栄一の回顧録から「会議所の起原と其の事業」について、東京会議所が、確かにその名称の起源であることを説明している¹⁰。

いずれにしても、1892年（明治25年）に、15の商業会議所の連合体として商業会議所連合会を結成、今日では、先にも簡単に触れたように1953年8月に制定された商工会議所法に基づいて運営されている。幾たびかの制度改正が行われ、仏独系から現在の英米系の商工会議所として今日に至っている。商工会議所青年部（YEG）や商工会議所女性会も商工会議所の一部として立ち上がっている。簿記検定試験やご当地検定試験の主催など、様々な資格・検定試験を実施している¹¹。現在、日本の商工会議所数は515カ所（2016年（平成28年）4月現在）、総会員数は125万

⁴ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）が制定されている。

⁵ <http://www.cci.fr/web/organisation-du-reseau/histoire>による（小論作成のために、2017年4月10日閲覧）。

⁶ 中世のギルドが母体になったとされているが、ギルドがどのように展開し、その母体となったかについては、ここでは考察しない。

⁷ 亀掛川 [1984] によれば、1865年（慶応元年）11月に、横浜に在日外国人商工業者のための商工会議所が設立され、それが、わが国における商工会議所の先駆けであるという。ただし、会議所という和名であったかは不明である。さらに、高橋 [1982] は、横浜商法会議所第2代会頭小野光景の回顧談を引用し、「調べてみると、向ふには『チャンブル、オブ、コンメルス』と言ふものがあって、即ち商売取引と言ふこのに就いては、概ね集会所に相会して、事柄を極める、極めたことは其国の領事又は公使に訴へて、それから日本政府の方へ掛合をする」とある。

⁸ 上川 [1979] によれば、東京商法会議所が条約改正にむけての商工業者の世論形成を主眼とし、大阪商法会議所では商業仲間設立運動を重要なテーマにしていたという。

⁹ 東京会議所については、中嶋 [1992] を参照。

¹⁰ 「私が民間に下った当時東京会議所といふものがあつた。此の東京会議所は以前東京営繕所と称せられたもので、今日で申せば財団法人の様な組織となつて居り、道路、橋梁の修繕、養育院事業、共同墓地事務、瓦斯灯及び街灯事務、商法講習所事務等を管理経営して居つた……」 渋沢栄一述・小貫修一郎編著『青淵回顧録』（青淵回顧録刊行会、昭和2年上巻、p. 416）

(2015年(平成27年)3月現在)にも及ぶ¹²。

3. 農業会議所

日本では、現在、農業会議所は、一般社団法人としての全国農業会議所がある。従来の認可法人であった全国農業会議所が2016年4月に法改正により組織変更されたものである。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)では、市町村に農業委員会を設置し、さらに、都道府県単位で、情報提供、調査、研究、研修などのサポートおよび農地転用許可に係る都道府県への意見提出などのために、都道府県農業会議が設置された。全国農業会議所は、これらの都道府県農業会議の業務に対する指導・連絡、調査、研究および意見公表、行政庁への建議等のために設けられたものであり、1954年11月に設立された。改正農業委員会等に関する法律(平成27年法律第63号)は、農業委員会制度の改革のために、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築、およびそのネットワークを活用した業務のために、一般社団法人又は一般財団法人として、全国または都道府県にそれぞれ一つ農業委員会ネットワーク機構として指定することができるとしている。そのために、組織変更された¹³。

歴史を遡れば、「会議」が付く名称の組織として、1948年6月に結成された農業復興会議があった¹⁴。経過としては、1947年2月、日本農民組合(日農)の第2回大会において、農業生産力の増大、食糧供給の確保、民主農村建設を目的に全国的な農業復興運動の展開と、全農民間団体の協力組織が決議され、それに基づき、農業関連の諸団体が会合し結成されたものであった。議長には、東畑精一が就任し、事務局をもった協議体であった。機関誌『農業復興会議二年誌』が発刊されているが、残念ながら、未見である。いずれにしても、この小論では、第2次大戦直後の農業団体の活動に深入りはしない。また、第2次大戦以前の農業団体の農会(1899年の「農会法」による)や産業組合(1900年の「産業組合法」によって設立された協同組合組織)についても、以下に示すような農業会議所の設立の趣旨と重なる部分があるとは考えられるが、ここでは議論しない。

この小論の目的に戻って、農業会議所について、さらに歴史を遡る。『農業雑誌』の1894年(明治27年)5月5日号(第13巻、516号)には、「農業会議所の設立を要す」と題した記事がある。その中に、「(前略)今方商工業の両者に在りては商工会議所なるもの備わりて其業務の発達利便を計議主張するの機関ありて苟くも商工に関する利弊に細大となく為政者の諮問に応し又は営業者の發議建策して政府の実行を促かすの便なり商工の政務は該会議所の経営に出るもの少なからず素より商工業者が其私見を去り公平に事業全局の利害を通観するの明なりと云うも元來其名の如く商工業を会議する所なれば専ら其商工の利便を主張するは基本分なりとす或は其農業に対す

¹¹ 日本における商工会議所が、ヨーロッパのそれと役割・性格が大きく異なっている。使用者団体として、日本には、日本経団連があり、商工業者を代表した機関として認知されている。ここでは、使用者団体それぞれの役割や機能の棲み分けについては議論しない。

¹² <http://www.jcci.or.jp/about/jcci/index.html>による(小論作成のために、2017年4月11日参照)。

¹³ ここでの記述は、農林水産省資料「農業委員会法改正について」(2015年9月) http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/noui/pdf/nouihou_kaisei.pdf(小論作成のために、2017年4月13日参照)を参考とした。

¹⁴ ここでの記述は、大原社会問題研究所『日本労働年鑑 1951年版(第23集)』 <http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/rn/23/rn1951-589.html>(小論作成のために、2017年4月13日参照)を参考とした。

る関係を討議し一斉に公利の存する所を以て公益を計るものなれば強ち商工の利益のみを計画するものにあらざと弁疏する者もあらんかなれども仮りに一步を譲り該会議所員は悉く公明の人物なりとするも博く産業全局に通曉し農業の便否其得失を明めたるものと云うを得ず且つ夫れ我が農業の関する所甚だ廣大にしに国家の経済も之に因りて立ち外国貿易も之に依りて維持せる状態なれば其利弊發達を討議すべき事件実に尠少せらざるなり（後略）（旧字体や仮名遣いは、適宜書き改めた。なお、以下の引用文献についても同様である）」とあり、商工会議所の存在が、農業者に影響を与えたことは確かである。

また、1896年（明治29年）5月『農報』第8号には、出雲有志地主農談会が、農業会議所請願したとしている。「農業会議所設立の件に付佐藤喜八郎外345名の連署を以て両院へ請願する所ありしが貴族院は2月14日可決せり衆議院は2月10日請願委員より政府に参考に回附せり（p. 76）」とあり、これらの資料は、農業会議所という名称で、設立の嘆願が出されていたことがわかる。

一方、政府の側も、1892年（明治25年）6月22日『官報』に「1890年10月中 独逸帝国高等農業会議は撤遜に於ける中央農会の提出案を採用し商業会議所の例に倣い（ならい）農業会議所を設置する件に付き各州農会の意見如何を主務省を経て諮問せし」とあり、海外の状況調査であるが農業会議所という名称を用いている¹⁵。

このように、農業会議所の発想は、商工会議所の設立と対をなすものとして、日本に導入されたことがわかる。そして、その設立を発想の起源が、ヨーロッパにあったことがわかる。

ただし、この時点で、商工会議所の農業版とも言えるような農業会議所の設置は、うまくいかなかったようである。武藤金吉は、一連の論文、「農業会議所設置論」『実業公論』（1918年11月）、武藤金吉「農業会議所論」『日本農業雑誌』14巻11号（1918年11月）、「農業会議所を設けよ」『農業雑誌』43号（1918年12月）を發表しているが、農業会議所が設置された形跡はない。ともかく、農業会議所という名称については、この当時から存在するし、また、農商務省農務局が、1924年に調査した資料「諸外国における農業団体に関する調査」、および、1928年に農林省農務局が調査した資料「諸外国における農業会議所に関する法令」が残されている。

その後も、農政に関する機関としては、農業会議所の設立を諦めたわけではなかったようである。『農業の満州』10巻10号（1938年10月）には、つぎのような囲み記事がある。「母国における農村自治制度に関しては、内務、農林両省間に妥協したが、元来同案で問題となったのは、中央地方を通じて、農業団体の統制を如何にするかにあり、農林省としても、懸案となれる各種農業団体の統制に関して、着手すべき必要を感じ、有馬農相はかねて企画課に立案を命じていたが、農相の意向としては、広くかつ強力に農村の利益を代表した、全国的統一機関の設置を必要とし、右機関を中心として、一貫した農業団体の整理統合の機運を導いて、永年の懸案を解決せんとの方針をさぐるに至った。企画課において立案中の農業団体統制案としては、中央に各種農業団体の中枢機関として、日本農業会議所を設置し、各府県にその支部として府県農業会議所を置き、更に町村に産業委員会を設け、会議所の基礎たらしめ、各種課金の連絡協調命令系統の整備を図り資格の制限等によりて、徐々に各種団体の整理廃合をきたさんとするものである。（後略）（p. 17）」

これらの資料が示すように、第2次大戦前において、農業会議所という言葉は、十分に練られた用語であったことがわかる。また、この根底には、ヨーロッパにおける商工会議所の設立が大きく影響したことがわかる。

¹⁵ 『官報』1894年（明治27年）6月20日にも、プロイセン国農業会議所設置案の可決が記載されている。

さらに、第2次大戦後、市町村の農業委員会の都道府県単位の組織として都道府県農業会議、また、全国農業会議所が設立されたが、その青写真はすでに戦前期から検討されていたこともわかる。しかし、商工会議所の対になるような組織として、さらに、産業間における調整機能をもつ組織として、農業会議所が設立されたとは思えない。名称だけが残ったとも言えるかも知れない。

4. 労働会議所

労働会議所は、19世紀末にイタリアで最初に設立されたとされる。勝田 [1996] によれば、労働会議所（カーメラ・デル・ラヴォーロ Camera del lavoro、労働評議会という訳語もある）は、1890年代以降にイタリア各地で設立されたという。それは、地域単位の労働組合組織¹⁶であり、自治体や商工会議所の援助を受けて設立され、労働者自身の運営により、職業紹介、労働運動の支援、労働者の教育・啓蒙活動などの活動を展開したという。

会議所という名称について、勝田 [1996] では、労働者主体の職業紹介機関として、労働取引所の設立が提起されたが¹⁷、その当時の労働者協会（コンソラート Consolato delle associazioni operarie）の代表であったマッフィとロムッシが、組織の名称は労働「取引所」ではなく、労働「会議所」とすべきであるとしたとしている。その理由として、労働者階級全体の利害を代表する新組織の名称には、経営者側の組織である「商工会議所」（イタリア語では、Camera de commercio）への対抗を意味する「労働会議所」がふさわしいとしたからであったとしている。

イタリアの労働会議所が、その後消滅しているが、どのような経緯をたどったかについても、確実な資料を見いだせなかった。20世紀前半のイタリアの経済情勢だけではなく政治情勢も大きく影響したと想像できる。

いずれにしても、現在、労働会議所は、オーストリアにしかないという。オーストリアの労働会議所（Arbeiterkammer）は、現在の正式名称をブルーカラー・ホワイトカラー労働会議所（Die Kammern für Arbeiter und Angestellte）といい、労働会議所法によって、州レベルで9つ設けられている¹⁸。連邦レベルでは、オーストリア労働会議所会議（Arbeiterkamertag）がある。歴史的には、第1次大戦後のオーストリア共和国（第一共和国）の時代である1920年に、商工会議所に対して設立されたものがその端緒であるとされている。その後、1937年にナチによって解体されたが、第2次大戦後の1945年に再建され、戦後の社会的パートナーシップ¹⁹の形成を経て、1954

¹⁶ 勝田 [1996] では労働組合組織としているが、ここでの労働組合の組織形態や活動について、労使関係論の視点から厳密に考察されたものではないと考えられる。さらに、現在のヨーロッパの労働組合のそれらと比較しても、内容については相違していると考えられる。もちろん、日本の現在の労働組合とは大きく異なると考えられる。

¹⁷ さらに、勝田 [1996] では、フランスには、すでに労働取引所があり、1889年9月にパリで国際労働者大会が開催された際に、イタリアの労働運動・社会主義運動の諸団体から訪れた参加者が、フランス各地で労働取引所の代表者と交流を深めた。このような経緯から、イタリアでも労働取引所の設立が模索されたと言えよう。

¹⁸ ここでの記述は、オーストリア web サイトおよび下井・西村・村中 [1992]、トーマンドル・ヒュールベック [1997] さらに、少し古いですが、現地調査をもとにしたレポート角田 [1969] と落合 [1979] を参考とした。

年の新労働法の制定に際して、「労働会議所法」も制定され、確立された組織となった。農林業従事者には独自の会議所²⁰があるが、それ以外の雇用者は、労働会議所の会員にならないことが義務づけられており（公共施設の職員や管理職はその限りではない）、賃金収入の0.5%を会費として納めなければならないとされている²¹。労働会議所は、労働協約の問題を取り扱う権限を認められているが、その交渉は、各労働組合に任されている。したがって、労働会議所は、労働組合活動の顧問団的な役割であり、労働組合²²と棲み分けている。

労働会議所は、諸産業の状況や保健、公的教育、余暇利用、労使関係、労働者保護、労働市場について、議会に意見書を提出でき、さらに、提案も行う。公的性格をもつ委員会や審議会等における労働者代表の任命を行う。また、労働統計の作成に協力する（実際の作成にも携わる）。経営協議会の活動を援助、労働監督官に対する提案や労働者住宅の検査などを行うとされている。もちろん、各種のアドバイスや苦情処理を行うとしている。

5. 議論

ここまでみてきたように、ヨーロッパで、中世のギルドを母体として、商工会議所が成立した。この会議所に対する必要上で、農業会議所や労働会議所の設立が企画された。しかし、その後、農業会議所や労働会議所は、商工会議所のような組織とはなり得ていない。なぜ、なり得なかったかについて、経済的なメカニズムだけではなく多分に政治的なものがあったことは確かであり、それを追究することは、あまりに大きな課題である。

さらに、日本において、農業会議所は、その立案の考えを受け継いでいるものとも言えず、名称のみを受け継いだものとしか考えられない。また、日本では、労働会議所は、設立が話題にのぼった形跡すらなかった²³。一方、オーストリアの労働会議所も、角田や落合が現地調査した時期と比べても、積極的な活動をしているとは聞かないし、ヨーロッパの他の国での設立の動きも見られない。

労使関係論は、よく知られたように、英語の *Industrial Relations* の訳語である。直訳するならば、産業における諸関係である。産業における諸関係のうちで、労働者と使用者の関係が最も基本的な関係であるので、労使関係と訳してきたという²⁴。産業における諸関係が、商工業者、農業者、労働者の関係であるならば（現在では、産業における農業の相対的な位置づけは低い）、そして、産業内のみならず、産業間において集团的に利害を調整する関係²⁵が重要であると考え

¹⁹ 社会的パートナーシップについては、下井・西村・村中 [1992]、トーマンドル・ヒュールベック [1997] を参照されたい。

²⁰ すべての州ではないが、農業労働会議所 (*Landarbeiterkammer*) がある。自営農家の利益を代表する組織である農業会議所 (*Landwirtschaftskammer*) とは異なる組織である。

²¹ ウェブサイトによると、減免措置はあるが、オーストリアの労働者の約80%から会費が徴収されているという。

²² オーストリアにおける労働者代表機関として、OGB (オーストリア労働総同盟) がある。

²³ ここで取りあげた角田 [1969]、落合 [1979] は、労働会議所を紹介したものはあるが、その後、具体的な論点に取りあげられた形跡は見つからなかった。

²⁴ 白井 [1996, p. 2] を参照。

²⁵ 労使関係においても、近年では、個別的労働関係が重要視され、労働紛争も集团的なものから、個別的な紛争が多くなってきている。

るならば、合議体での意見交換や意見集約（具体的にいうなら、団体交渉）を通じて、産業間や政府との確かで良好な関係を形成していくべきであろう。TPPなどの自由貿易協定における農業と商工業との関係や、組織率が低下してきている労働組合を考えると、会議所という組織の設立も、ひとつの方法ではないかと考える。ただし、現代は、「国家と個人」という関係ではなく、国家のなかに様々な権力集団や団体組織の存在する構造にかわってきていることは確かである²⁶。現状のある種の暫定的な構造は、すでに強固に確立した社会経済システムを形成している。もちろん、メリットだけではなく、デメリットもあり、諸会議所を設立して、社会経済システムを再構築することは容易ではないであろう。

【参考文献】

- 浅田毅衛 [1998] 「東京商法会議所の設立と明治前期の流通政策」『明大商学論叢』第80巻1・2号、pp. 41-58。
- 猪木武徳 [1987] 『経済思想』岩波書店。
- 上川芳実 [1979] 「明治前期同業組合の形成と大阪商法会議所」『大阪大学経済学』28巻4号、p. 77-101。
- 落合英一 [1979] 「労働会議所あれこれ」『季刊 賃金研究』14巻、pp. 68-74。
- 勝田由美 [1996] 「19世紀末のミラノにおける労働会議所の成立と発展」『一橋論叢』116巻、4号、日本評論社、pp. 673-688。
- 角田良 [1969] 「オーストリアにおける労働事情——オーストリア労働総同盟と労働会議所を中心に——」『同盟』2月号、pp. 15-21。
- 下井・西村・村中 [1992] 『オーストリア労使関係法』信山社。
- 白井泰四郎 [1996] 『労使関係論』日本労働研究機構。
- 高橋芳郎 [1982] 「わが国における商法会議所の成立過程」『拓殖大学論集』138号、pp. 175-196。
- 高橋芳郎 [1983] 「わが国における商法会議所の先駆形態——横浜の外国人商工会議所と商法会議所の成立について」『拓殖大学論集』144号、pp. 224-260。
- トーマンドル・ヒュールベック [1997] 『オーストリアの労使関係と社会保障』（村中孝史監修）世界聖書刊行協会。
- 中嶋久人 [1992] 「東京会議所の成立と事業展開——都市近代化の開始」『歴史評論』No. 511、校倉書房、pp. 61-80。
- 日本商工会議所 [1958] 『商工会議所制度八十年史』日本商工会議所。
- 横山降作 [1998] 「19世紀末イタリアにおける労働会議所と労働組合の展開」『研究紀要』淑徳大学社会学部、第32号、pp. 225-239。

²⁶ 猪木 [1987, p. 149] を参照。